

令和7年度

# 自転車安全利用推進員ニュース

(令和8年2月発行)



## ■ 京都府の交通事故発生状況(令和7年中)

交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数の全てで前年より減少し、

発生件数、負傷者数は過去最少となりました。

【全交通事故】	発生件数	3,586件	(前年比	-159件)	
	死者数	49人	(	//	-3人)
	負傷者数	4,058人	(	//	-175人)

自転車に関係する交通事故の発生件数、負傷者数は過去最少となりました。

【自転車事故】	発生件数	773件	(前年比	-161件)	
	死者数	6人	(	//	+3人)
	負傷者数	721人	(	//	-174人)

## ■ 自転車事故の特徴

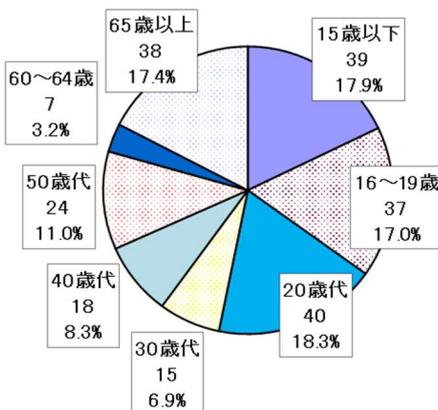
- 昼間の事故が約8割で、特に8～10時、16～18時の発生が多い。
- 交差点での事故が約6割を占め、相手方の約7割が自動車
- 出会い頭事故が最も多く、約5割を占め、次いで右折・左折時の事故が多い。



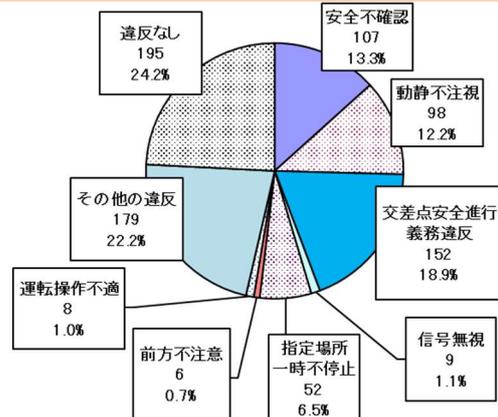
【自転車事故の発生推移(過去5年間)】

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	
						件・人	増減率
発生件数	896	825	944	934	773	-161	-17.2%
死者数	4	6	7	3	6	3	100.0%
負傷者数	871	792	908	895	721	-174	-19.4%

自転車(第1当事者:事故の過失が重い)事故は20歳代以下と65歳以上が多い。



自転車運転者(第1当事者・第2当事者)の約8割に交通違反がある。



## ■ 青切符制度の導入！

改正道路交通法の施行により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度適用が適用されます。

京都府内における自転車に関係する事故のうち、自転車運転手の約8割に何らかの交通違反が認められます。自転車も道路交通法上は「車両」であり、車のなかまです。

交通事故を起こさないため、道路交通法を守って正しく運転してください。自転車の基本的な交通ルールと交通違反の指導取締りの基本的な考え方については、警察庁が公表している「自転車ルールブック」をご覧ください。

～自転車ルールブック～(令和7年9月、警察庁交通局)

[「警察庁 自転車ルールブック」↓](#)

- ① 自転車への青切符の導入の背景と手続き
- ② 自転車の基本的な交通ルール
- ③ 自転車の交通違反の指導取締り
- ④ 青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分



## ■ 【新設】自動車等が自転車等の右側を通過する際のルール

令和8年4月1日から、自動車等<sup>※1</sup>と自転車等<sup>※2</sup>との接触事故を防止するため、自動車等は同じ方向に進んでいる自転車等(歩道や自転車道を通行しているものを除く)を右側から追い抜く<sup>※3</sup>場合、その自転車等との間に十分な間隔がないときは、その自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければ交通違反になります。

また、追い抜かれる側の自転車等は、できる限り道路の左側端によって通行する必要があります。

※1 特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両

※2 特定小型原動機付自転車及び軽車両

※3 自車の進路を変更せずに、前車の側方を通過し、その前車の前に出ること

【違反をした場合】

普通車：反則金 7,000 円、基礎点数 2 点

自転車：反則金 5,000 円



## ■ 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※詳細はこちら [内閣府ホームページ](#) →



京都府文化生活部  
安心・安全まちづくり推進課  
発行

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
TEL:075-414-4367 FAX:075-414-4255  
E-mail : anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp

